

令和 4 年 8 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和4年8月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和4年8月18日（木） 午前10時00分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
7月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第27号 臨時代理の承認について

議案第28号 長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の制定について

議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

議案第30号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について

(2) 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

(4) 令和5年度 幼稚園、保育所及び認定こども園の入園入所申込受付について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和4年9月教育委員会定例会開催予定 9月29日（木） 午後1時30分～

臨時代理の承認について（長浜市教育委員会職員の任免について）

長浜市教育委員会職員の任免について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成 18 年 2 月 13 日教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第 3 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 8 月 18 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

記

長浜市教育委員会職員の任免について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成 18 年 2 月 13 日教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 4 年 7 月 26 日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第 28 号

件 名：長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の制定について

第 1 提出理由

長浜市立学校の管理運営に関する規則第 19 条により設置する「長浜市立学校事務共同実施組織」の運営に関し、必要な事項を定めるもの。

第 2 要点

- 1 組織については、別紙【長浜市立学校事務共同実施組織】に示す。
- 2 3 条（6）共同実施グループは、共同学校事務室が設定される校長が監督するものとするが、決裁権についてはそれぞれの該当校長が行うものとする。
- 3 長浜市立学校事務共同実施推進協議会において、市内全体の共同実施に関する運営等について協議する。
- 4 地区別連絡会において、共同実施グループの運営その他の共同実施に関して、協議する。

第 3 施行期日

平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の制定について

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和4年8月18日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱

(趣旨)

第1条 長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第19条により設置する長浜市立学校事務共同実施組織（以下「共同実施組織」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 共同実施組織で行う業務は、別表第1のとおりとする。

(組織)

第3条 共同実施組織は、地域の学校で構成する共同実施グループを定めて学校事務の共同実施を行うものとし、構成校の事務職員をもって充てるものとする。

2 共同実施グループの構成は、別表第2に定めるところによる。

3 共同実施グループの学校のいずれか一の学校に共同学校事務室を設置する。

4 共同学校事務室の統括者として統括室長を置き、長浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

5 共同学校事務室に運営責任者として室長を置き、共同実施グループを構成する学校の事務職員の中から教育委員会が命ずる。

6 共同実施グループは、共同学校事務室が設置される学校の校長（以下「拠点校校長」という。）が監督するものとする。

(統括室長の職務)

第4条 統括室長は、各共同学校事務室との連絡調整を行うとともに、拠点校校長及び室長と連携を図りながら全体を統括する。

2 統括室長は、教育委員会等関係機関との連携を図り、共同実施を推進する。

(室長の職務)

第5条 室長は、拠点校校長の指示に基づき、共同実施グループの責任者として、共同実施事務を効率的かつ適正に処理するために、次に掲げる職務を行う。

(1) 共同実施グループの運営並びに関係機関との連絡及び調整

- (2) 共同実施グループの業務の総括及び共同で処理する事務の審査
- (3) 共同実施グループの事務職員の役割分担の決定並びに必要な指導及び助言
- (4) 共同実施グループの事務職員の研修の企画、立案等
(事務職員の本務および兼務)

第6条 共同実施グループ内の事務職員は、当該事務職員が所属する学校を本務校とする。

- 2 教育委員会は、第2条の事務に関して共同学校事務室を構成する学校の事務職員に対し、滋賀県教育委員会の定めるところにより兼務に係る必要な手続きをしなければならない。

(服務)

第7条 共同実施に伴う出張は、共同実施体制に関する計画（以下「共同実施計画」という。）に基づき、本務校の校長が命ずるものとする。

(共同実施推進協議会)

第8条 教育委員会は、学校事務の共同実施の推進を図るため、長浜市立学校事務共同実施推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

- 2 推進協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。
- 3 推進協議会は、必要に応じ教育委員会が招集するものとする。

(共同実施地区別連絡会)

第9条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、各共同学校事務室に学校事務共同実施地区別連絡会（以下「地区別連絡会」という。）を設置する。

- 2 地区別連絡会は、共同実施グループで行う事務の内容、共同実施グループの運営その他共同実施に関し必要な事項について協議する。
- 3 地区別連絡会は、共同実施グループを構成する学校の校長、事務職員及びその他必要な者で構成する。
- 4 地区別連絡会に会長を置き、拠点校校長をもって充てる。
- 5 地区別連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

(共同実施に係る運営等)

第10条 室長は、毎年度、共同学校事務室で処理する事務を共同実施グループで協議し、共同実施計画を推進協議会に報告して統括室長が計画書を教育委員会に提出するものとする。

- 2 室長は、毎年度末に共同学校事務室で処理した事務及びその運営状況を推進協議会に報告して統括室長が報告書を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

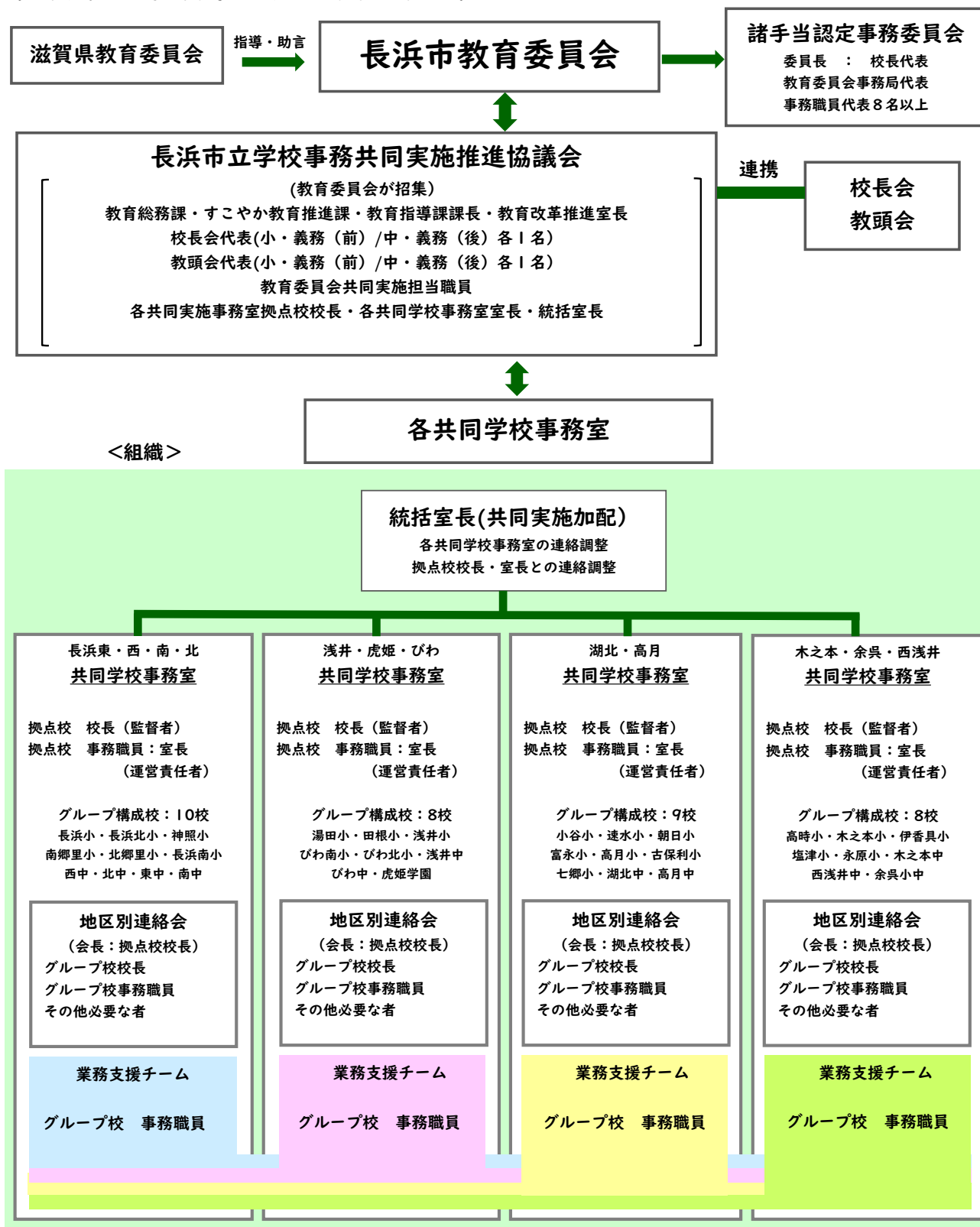
企画調整に関すること 危機管理に関すること 地域連携に関すること 学校情報に関すること 教育課程に関すること 子ども・保護者に関すること 教育環境整備に関すること 学校財務に関すること 教職員に関すること 事務職員の研修に関すること その他共同実施組織に関する必要な事項

別表第 2（第 3 条関係）

地域	共同学校事務室（拠点校）	構成校
長浜 東 ・ 西 ・ 南 ・ 北	教育委員会が命ずる室長が 所属する学校	長浜小学校
		長浜北小学校
		神照小学校
		南郷里小学校
		北郷里小学校
		長浜南小学校
		西中学校
		北中学校
		東中学校
浅井 ・ 虎姫 ・ びわ	教育委員会が命ずる室長が 所属する学校	湯田小学校
		田根小学校
		浅井小学校
		びわ南小学校
		びわ北小学校
		浅井中学校
		びわ中学校
湖北 ・ 高月	教育委員会が命ずる室長が 所属する学校	虎姫学園
		小谷小学校
		速水小学校
		朝日小学校
		富永小学校
		高月小学校
		古保利小学校
		七郷小学校

木之本 ・ 余呉 ・ 西浅井	教育委員会が命ずる室長が 所属する学校	湖北中学校
		高月中学校
		高時小学校
		木之本小学校
		伊香具小学校
		塩津小学校
		永原小学校
		木之本中学校
		西浅井中学校
		余呉小中学校

長浜市立学校事務共同実施組織



※業務支援チームは、給与・旅費、校務支援、財務、CS・ICTの4つとする。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、委員会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 18 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、委員会の議決を求める。

令和4年8月18日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課
件 名：長浜市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について

第１ 提出理由

原油価格・物価高騰の影響を受け、学校給食にかかる食材費も高騰しているため、このような一時的な食材費の変動に対し、別表給食費の改定によらずとも、増額又は減額すべき給食費の額を別に定めることができるように改正するもの。

第２ 要点

- 1 食材費の変動等があるときは、その期間に増額又は減額すべき給食費の額を別に定めることができる旨を規定する。
- 2 増額又は減額すべき給食費の額を別に定めるときは、あらかじめ額の上限を周知する。

第３ 施行期日等

令和４年７月１日から施行する。

長浜市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(給食費の額) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、一時的かつ大幅な食材費の変動その他やむを得ないと認められる特別の事情（以下この項において「食材費変動等」という。）があるときは、食材費変動等の生じる期間における増額又は減額をすべき給食費の額を別に定めることができる。この場合において、当該給食費の額は、当該期間が確定した月に決定し、同月の給食費に加算又は減算をするものとする。</u> <u>4 市長は、前項の規定により給食費の額を定めるときは、同項を適用する期間に係る最初の月前に、納付義務者に対し当該給食費の額の上限を周知しなければならない。</u>	(給食費の額) 第3条 (略) 2 (略)

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

第１ 提出理由

国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の一部が改正されたことに伴い、本市関係要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

要綱における補助対象事業を定める別表中「病児保育運営事業」の項に規定する補助金基準額が変更となったもの。

第３ 施行期日

令和４年７月２８日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

○長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新					旧				
別表（第4条関係） 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準					別表（第4条関係） 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準				
補助 対象 事業	補助基準額	補助対 象経費	補 助 率	上限額	補助 対象 事業	補助基準額	補助対 象経費	補 助 率	上限額
(略)					(略)				
病児 保育 運営 事業	病児保育事業実 施要綱に準じた 下記事業 1 基本分 1 か所当たり 年額 7,031,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ただし、利用 の少ない日等 において、地 域の保育所等 への情報提供 や巡回支援等 を実施しない 場合は、改善 分を減算する こと。 2 加算分 1 か所当たり 年額 (1)年間延べ利 用児童数に応 じた加算	病児保 育事業 の実施 に要す る経費 (ただ し、特 定分と 一般分 をまた ぐ経費 配分は できな い。)	10 ／ 10	1 基本 分 7,031,00 0円 2 加算 分 (1)年間 延べ利 用児童 数の数 の区分 による 額	病児 保育 運営 事業	病児保育事業実 施要綱に準じた 下記事業 1. 特定分 ア. 基本分 1 か所当たり年 額 2,469,000円 イ. 加算分 1 か所当たり年 額	病児保 育事業 の実施 に要す る経費 (ただ し、特 定分と 一般分 をまた ぐ経費 配分は できな い。)	10 ／ 10	1. 特定 分 ア. 基本 分 2,469,00 0円 イ. 加算 分 年間延べ 利用児童 数の数の 区分によ る額
	年間 延べ 利用 児童 数	基準 額				年間 延べ 利用 児童 数	基準 額		
	50人 以上 100人 未満	1,000 ,000 円				10人 以上 50人 未満	522,0 00円		

新						旧					
		100人以上 150人未満	1,500,000円					50人以上 200人未満	2,609,000円		
		150人以上 200人未満	2,000,000円					200人以上 400人未満	4,434,000円		
		200人以上 300人未満	3,000,000円					400人以上 600人未満	6,520,000円		
		300人以上 400人未満	4,000,000円					600人以上 800人未満	8,084,000円		
		400人以上 500人未満	5,000,000円					800人以上 1,000人未満	10,171,000円		
		500人以上 600人未満	6,000,000円					1,000人以上 1,200人未満	12,258,000円		
		600人以上 700人未満	7,000,000円					1,200人以上 1,400人未満	14,343,000円		
		700人以上 800人未満	8,000,000円					1,400人以上 1,600人未満	16,429,000円		
		800人以上 900人未満	9,000,000円					1,600人以上 1,800人未満	18,515,000円		
		900人以上 1,000	10,000,000円					1,800人以上	20,602,000円		

新								旧							
		人未 満						2,000 人未 満							
		1,000 人以 上 1,100 人未 満	11,00 0,000 円					2,000 人以 上 2,200 人未 満	22,68 9,000 円						
		1,100 人以 上 1,200 人未 満	12,00 0,000 円					2,200 人以 上 2,400 人未 満	24,73 5,000 円						
		1,200 人以 上 1,300 人未 満	13,00 0,000 円					2,400 人以 上 2,600 人未 満	26,78 1,000 円						
		1,300 人以 上 1,400 人未 満	14,00 0,000 円					2,600 人以 上 2,800 人未 満	28,82 7,000 円						
		1,400 人以 上 1,500 人未 満	15,00 0,000 円					2,800 人以 上 3,000 人未 満	30,87 3,000 円						
		1,500 人以 上 1,600 人未 満	16,00 0,000 円					3,000 人以 上 3,200 人未 満	32,89 9,000 円						
		1,600 人以 上 1,700 人未 満	17,00 0,000 円					3,200 人以 上 3,400 人未 満	34,92 4,000 円						
		1,700 人以 上	18,00 0,000 円					3,400 人以 上	36,95 0,000 円						

新								旧							
		1,800 人未 満								3,600 人未 満					
		1,800 人以 上	19,000 円							3,600 人以 上	38,975,000 円				
		1,900 人未 満								3,800 人未 満					
		1,900 人以 上	20,000 円							3,800 人以 上	41,001,000 円				
		2,000 人未 満								4,000 人未 満					
		2,000 人以 上	20,900 円												
		2,200 人未 満													
		2,200 人以 上	22,800 円												
		2,400 人未 満													
		2,400 人以 上	24,700 円												
		2,600 人未 満													
		2,600 人以 上	26,600 円												
		2,800 人未 満													
		2,800 人以 上	28,500 円												
		3,000 人未 満													
		3,000 人以 上	30,400 円												
		3,200 人未 満													

新				旧			
		3,200人以上 3,400人未満	32,300,000円				
		3,400人以上 3,600人未満	34,200,000円				
		3,600人以上 3,800人未満	36,100,000円				
		3,800人以上 4,000人未満	38,000,000円				
		※4,000人以上の場合は別途協議				※4,000人以上の場合は別途協議	
		(2) 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額				(2) 送迎対応を行う看護師等雇上費	
		5,400,000円				5,400,000円	
		(3) 送迎経費 1 か所当たり年額				(3) 送迎経費	
		3,634,000円				3,634,000円	
		(4) 研修参加費用 1 か所当たり年額				(4) 研修参加費用	
		100,000円				100,000円	
		3 普及定着促進費				2. 普及定着促進費	
						2. 普及定着促進費	

新					旧				
		(開設準備経費)		進費			(開設準備経費)		進費
		(1) 改修費等		(1) 改修費等			ア. 改修費等		ア. 改修費等
		1 か所当たり 4,000,000円		4,000,000円			1 か所当たり 4,000,000円		1 か所当たり 4,000,000円
		(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）		(2) 礼金及び賃借料					
		1 か所当たり 600,000円		600,000円					
		※交付決定年度に支払われたものに限る。							
							3. 一般分		3. 一般分
							ア. 改善分 1 か所当たり年額利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算		ア. 改善分
							2,538,000円		2,538,000円
(略)					(略)				

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
 件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

第１ 提出理由

- 1 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（R3.11.19 閣議決定）により保育士等の処遇改善を実施しているが、内閣府において令和４年度の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」が定められたことから、本市関係要綱の一部を改正するもの。
- 2 物価高騰・原油価格高騰による生活者支援・事業者支援策として、民間保育所等の施設燃料費高騰にかかる補助を行うため、本市関係要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

- 1 本市要綱別表で引用している内閣府要綱の名称を改める。
- 2 施設燃料費高騰対策として、補助基準額、補助対象経費、補助率等を新たに規定する。（別表への追加）

・補助対象	民間保育所 9 園及び民間認定こども園 4 園
・補 助 率	10／10
・補助内容	令和３年１月から１２月分までの施設燃料費から令和４年同期間の施設燃料費上昇分を補助 （対象経費上限額：令和３年実績額×１．２）

第３ 施行期日

令和４年７月２８日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

○長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業 種別	補助対象 事業	補助対象 経費	補助要件及び補 助基準額	事業 種別	補助対象 事業	補助対象 経費	補助要件及び補 助基準額
(略)				(略)			
(11)	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき実施する事業	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施するために必要な経費	令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年4月19日府子本第581号内閣総理大臣通知）の令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱別表に定める基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(11)	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき実施する事業	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施するために必要な経費	令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日府子本第18号内閣総理大臣通知）の令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱別表に定める基準額を限度とし、予算で定める額とする。
(12)	民間認可保育所及び認定こども園運営費	保育所等の施設燃料費	(1) 補助金算定方法は、次のとおりとする。 交付基準額×補助率 (2) 交付基準額は、次のとおり算定する。 （（令和4年1月から令和4年12月までの施設燃料費（以下「補助対象経費」という。））－（令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費（以下「補助金算定基礎額」という。）））－（特定教	(新)			
原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業							

新				旧		
業			育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）に基づき算定した令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの冷暖房費加算額－令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までの冷暖房費加算額） ※各項において、その差額が零を下回る場合は、零として計算する。 (3) 補助対象経費上限額は、次のとおりとする。 補助金算定基礎額×1.2 (4) 補助率は次のとおりとする。 10/10			

令和５年度 幼稚園、保育所及び認定こども園の入園入所申込受付について

教育委員会事務局 幼児課

令和５年度「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」入園（入所）申込要項

■Ⅰ 児童の年齢について

- [5歳児] 平成29年(2017年)4月2日生まれ ～ 平成30年(2018年)4月1日生まれ
 [4歳児] 平成30年(2018年)4月2日生まれ ～ 平成31年(2019年)4月1日生まれ
 [3歳児] 平成31年(2019年)4月2日生まれ ～ 令和2年(2020年)4月1日生まれ
 [2歳児] 令和2年(2020年)4月2日生まれ ～ 令和3年(2021年)4月1日生まれ
 [1歳児] 令和3年(2021年)4月2日生まれ ～ 令和4年(2022年)4月1日生まれ
 [0歳児] 令和4年(2022年)4月2日生まれ ～

■Ⅱ 幼稚園、保育所、認定こども園の名称等について

別紙一覧表のとおり

■Ⅲ 入園（入所）関係書類の配布について

1 配布開始日及び配布場所

配布開始日	令和4年9月9日（金）
配布場所	各幼稚園・保育所・認定こども園、教育委員会事務局幼児課、北部振興局くらし窓口課 ※市ホームページにも掲載する。 ※各幼稚園では、「保育の必要性がわかる書類」の配布はしない。

2 配布方法

保護者等が上記配布場所いずれかにて関係書類を受け取るか市ホームページからダウンロードする。

■Ⅳ 幼稚園及び認定こども園（短時部）の入園申込みについて

1 入園できる児童

長浜市内在住者の子で、3歳児から5歳児までの者とする。

2 入園申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和4年10月11日（火）～10月21日（金）の平日
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※10月21日（金）の最終日は、午後4時30分まで
受付場所	各幼稚園・認定こども園

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、園（市立は通園区の園、私立は入園希望園）に提出する（要事前予約）。

■ V 保育所及び認定こども園（長時部）の入所申込みについて

1 入所できる児童

長浜市内在住者の子で、保護者等が就労、病気、出産、看護等のため家庭での保育が困難な 0 歳児から 5 歳児までの者とする。ただし、保育年齢は園により異なる。

2 入所申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和 4 年 10 月 11 日（火）～10 月 21 日（金）の平日		
受付時間 及び 受付場所	各保育所・ 認定こども園	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※10 月 21 日（金）の最終日は、午後 4 時 30 分まで	
	市役所本庁 5 階幼児課	月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	北部振興局 くらし窓口課	月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、入所を希望する園に提出する（要事前予約）。

入所を希望する園に提出できないときは、市役所本庁 5 階幼児課もしくは北部振興局くらし窓口課へ提出する、または郵便（簡易書留）にて市役所幼児課宛てに送付する（受付期間内必着）。

各園一覧表

<別紙>

		園名（申込先）	所在地	電話
【幼稚園】	市立	長浜幼稚園	朝日町5番14号	62-0089
		長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号	62-0861
		長浜西幼稚園	相撲町604番地6	62-3000
		わかば幼稚園	八幡東町520番地1	62-3495
		神照幼稚園	新庄寺町480番地	63-0584
		南郷里幼稚園	新栄町626番地	63-3723
		北郷里幼稚園	春近町196番地1	62-1498
		湖北幼稚園	湖北町速水909番地2	78-2003
【保育所】	市立	北保育園	神照町596番地	62-7038
		さくらんぼ保育園	西上坂町1158番地	63-2755
		一麦保育園	湖北町山本3089番地	79-1134
	私立	長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町24番3号	68-3088
		ほいくえんももの家	大戌亥町1260番地	64-3500
		チャイルドハウス	田村町1606番地	64-4822
		ひよこ乳児保育園	小堀町66番地1	63-8892
		しらやま保育園	加納町990番地	63-9880
【認定こども園（短時部・長時部）】	市立	六荘認定こども園	勝町491番地	62-7036
		あざい認定こども園	大依町1232番地	74-8488
		びわ認定こども園	八木浜町26番地1	72-2150
		とらひめ認定こども園	五村371番地1	73-8081
		たかつき認定こども園	高月町東柳野15番地1	85-8600
		きのもと認定こども園	木之本町木之本698番地2	82-8600
		よご認定こども園	余呉町東野363番地	86-2345
		にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中2066番地	88-8111
		長浜南認定こども園	加田町2727番地	63-1913
	私立	(仮称) 認定こども園 長浜梅香保育園※	三ツ矢元町17番25号	63-7872
		(仮称) 長浜愛児園※	八幡東町562番地	63-4650
		カトリック長浜こども園	南高田町47番地	62-1499
		レイモンド長浜南こども園	高橋町84番地	53-3450
		(仮称) 長浜学舎※	新庄中町207番地	62-2008
		レイモンド長浜こども園	南小足町324番地3	68-2480
		小谷こども園	小谷丁野町2481番地1	78-2006
		(仮称) 速水こども園※	湖北町速水2277番地	78-0075

※令和5年4月～認定こども園に移行予定